

別表(第3条関係)

利用調整選考基準(基本分)

類型		項目(保護者の状況)	基本点数
1 就労	被雇用・自営 (中心者)	実働月 152時間以上	20
		実働月 148時間以上	19
		実働月 144時間以上	18
		実働月 140時間以上	17
		実働月 120時間以上	15
		実働月 100時間以上	13
		実働月 80時間以上	11
		実働月 64時間以上	9
	自営(協力者)	実働月 152時間以上	18
		実働月 148時間以上	17
		実働月 144時間以上	16
		実働月 140時間以上	15
		実働月 120時間以上	13
		実働月 100時間以上	11
		実働月 80時間以上	9
		実働月 64時間以上	7
	内職	実働月 120時間以上	13
		実働月 64時間以上	7
	就労予定	求職活動中	5
2 疾病・障害 出産		入院	20
		常時臥床・絶対安静	17
		安静	13
		療養	9
		労働基準法による産前産後休業の期間	15
3 介護・看護		介護の対象となる人が重度であり、居宅で月 64時間以上の常時介護をしている(未就学児等が入院し常時付き添いを要する場合を含む。)	13
		上記以外の月 64時間以上の介護(きょうだいの支援学校への通学付き添い等を含む。)	9
4 就学・技能習得	通学	就労を目的とした月100時間以上の就学・技能習得	13
		就労を目的とした月 64時間以上の就学・技能習得	9
	通信	就労を目的とした月 64時間以上の通信制等の就学・技能習得	7
5 災害復旧		家庭の災害の復旧	20
6 その他		早期療育事業推進会議により支援保育が望ましいと判断された場合	※1
		児童福祉の観点から保育の必要性・緊急性が高いと教育長が認める場合	※2

- 備考 1 基本分では、類型1から類型5は、保護者1人当たり1項目とし、複数の項目に該当する場合は、基本点数が高いほうを採用する。ただし、以下については例外とする。
- (1) 類型(被雇用・自営(中心者)、自営(協力者)及び内職)のうち複数の項目に該当する場合はそれぞれの時間数を勘案した計算方法により基本点数を算出するものとする。
- (2) 類型間の時間数の合算により児童を保育することができないと認められる場合は、時間数の割合の多い類型(被雇用・自営(中心者)、自営(協力者)、内職、介護・看護、通学及び通信)における最低点数をつける。なお、時間数の割合が同等の場合は、類型(被雇用・自営(中心者)、自営(協力者)、内職、介護・看護及び就学・技能習得)における最低点数を比較し、より高い点数をつけるものとする。
- 2 類型1「就労(内職と就労予定を除く。)」において、自営業主を自営(中心者)とし、それ以外を被雇用とする。ただし、被雇用であっても、個人事業主に雇用されている場合は、自営(協力者)とする。また、自営(中心者)において、開業届出書等の自営業の内容を証明する書類の提出がない場合は、該当項目の基本点数から「-2」とする。
- 3 (※1)については、保護者及び申請児童の状況や各利用希望保育所等の受け入れ体制をふまえて別途利用調整をする。
- 4 (※2)については、世帯の点数に関わらず利用可能な保育所等へ最優先で入所案内を行う。

■保育所等とは
市内の保育園、認定こども園(保育園コース)及び地域型保育事業所(小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠))のことを意味します。

利用調整選考基準(調整分)		
番号	世帯の状況等	調整点数
1	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給している世帯)	30
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給していない世帯)	29
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(番号1及び2を除く。)	23
4	生活保護受給世帯(基本分の類型1に該当する世帯)(番号1を除く。)	5
5	育児休業から復職する場合	1
6	市内の保育所等を利用できていないが、現に保育サービス(認可外保育施設、一時保育又は職場託児)等 を利用し、月48時間以上就労している場合(認定こども園に在籍中で1号認定から2号認定への変更を希望 する場合を含む。)(番号12を除く。)	2
7	基本分の類型1(就労予定を除く。)に該当し、きょうだいが保育所等、幼稚園又は認可外保育施設(市内外 を問わない。)にすでに在籍している場合	3
8	きょうだいと共に利用申込みをする場合(申請児童以外のきょうだい1人につき「+1」とする。)	1
9	市内の保育所等に在籍中で他の保育所等への転園を希望する場合(番号10及び11を除く。)	2
10	きょうだいが別々の市内の保育所等に在籍しており、きょうだいが在籍している保育所等又はきょうだいと同 一の保育所等を第1希望として転園を希望する場合(番号11を除く。)	6
11	2歳児クラスまでの市内の保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの市内の保育所等への転園を希 望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)(番号14及び15を除く。)	7
12	転入予定で市外の保育所等に在籍中の場合	2
13	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書又は賃貸借契約書等)がない場合	-1
14	市内の保育所等又は私立幼稚園に保育士として実働月120時間未満の就労をしている(する)場合であっ て、入園を希望する又は2歳児クラスまでの市内の保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの市内の 保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	10
15	市内の保育所等又は私立幼稚園に保育士として実働月120時間以上の就労をしている(する)場合であっ て、入園を希望する又は2歳児クラスまでの市内の保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの市内の 保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	※1
16	市内の地域型保育事業所を卒園予定の児童で、現に利用する地域型保育事業所が設定する連携施設への 転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	※2

- 備考 1 保護者それぞれの基本点数に加え、調整分の該当する点数を合算したものを当該世帯の点数とする。世帯の点
数が高い児童から利用希望保育所等の利用調整を行う。
- 2 同点になった場合の優先順位は次のとおりとする。
- ① 利用調整対象となっている利用希望保育所等の希望順位が高い
ただし、現に利用する保育所等又は申請児童の歳児クラスに保育士を割り当てていない保育所等は、希望施
設から除き、下位の希望順位を繰り上げるものとする
 - ② 世帯の基本点数(ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯の場合は該当の基本点数を2倍にした点数)が高い
 - ③ 利用調整対象となっている利用希望保育所等にきょうだいが在籍している
 - ④ 世帯における小学生以下の児童が多い
 - ⑤ 利用希望月の就労先又は就学先において、利用希望月の前月に月64時間以上の就労・就学をしている
 - ⑥ 利用希望月から起算して過去1年以内の利用調整において、内定を辞退していない
 - ⑦ 利用希望保育所等の数(現に利用する保育所等の数を除く。)が多い
 - ⑧ 保護者のうち「拘束時間(始業から終業までの時間及び通勤時間)が短いほうの保護者」の拘束時間が長い
※通勤時間については地図検索サービスにて算出するものとする
※就労先が複数ある場合は、各就労場所の通勤時間の平均時間を該当者の通勤時間とする
※就労先が定まっていない場合は、同点となった世帯全員の通勤時間の平均時間を該当者の通勤時間
とする
- 3 番号10における保育所等には認定こども園(幼稚園コース)を含む。
- 4 番号10及び番号11の両方に該当する場合は、番号11の調整点数に「+1」とする。
- 5 箕面市外在住者(転入予定者及び市内の保育所等又は私立幼稚園に就労している(する)保育士を除く。)は、箕
面市民の利用調整後に、利用希望保育所等に十分な空きがあり、かつ当面箕面市民の利用申込みがないと予測
される場合及び利用期間が限定される場合に限り、利用調整をする。
- 6 (※1)については、利用調整において最優先とする。ただし、市内の保育所等の保育士不足が生じている場合に
限るものとし、待機児童の状況も含め、随時検討・見直しを行うこととする。
- 7 (※2)については、連携施設が設定する地域型保育事業所卒園児の受入枠の範囲に限り、保護者及び申請児童
の状況をふまえて別途利用調整をする。

■保育所等とは
市内の保育園、認定こども園(保育園コース)及び地域型保育事業所(小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠))
のことを意味します。

■(※2)の利用調整方法は、市ホームページ「地域型保育事業所にかかる連携施設について
(右の二次元コードからアクセス可)」をご確認ください。

